

教育委員会定例会日程

平成22年6月22日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

- (1) 工事請負契約の締結（小田原市立千代小学校校舎北棟整備工事）について
(資料1 教育総務課)
- (2) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況の報告について (資料2 教育総務課)
- (3) 「全国学力・学習状況調査の各学校の教科別平均点（2007年から2009年実施分）の一覧」の開示請求について (資料3 教育指導課)
- (4) 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について (資料4 文化財課)
- (5) 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画について (資料5 文化財課)
- (6) 財団法人小田原市体育協会経営状況の報告について (資料6 スポーツ課)
- (7) 小田原市子ども読書活動推進計画の策定について (資料7 図書館)
- (8) 新総合計画の策定について (教育総務課)

5 閉 会

工事請負契約の締結について

(小田原市立千代小学校校舎北棟整備工事)

小田原市立千代小学校は、他校に比べて校舎の保有面積が少なく、少人数教室、個別支援学習などの学校運営に支障が出ていることから、校舎リニューアル事業の中の一事業として、当該校舎北棟の整備工事を行うものである。

本工事は、制限付一般競争入札により、次の事業者が落札し、平成22年6月1日付けで仮契約を締結した。

予定価格が1億5千万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、平成22年6月定例会における議案として提出し、議決を受けるために審査中である。

なお、議会の議決を受けた後、落札業者と本契約を締結する予定。

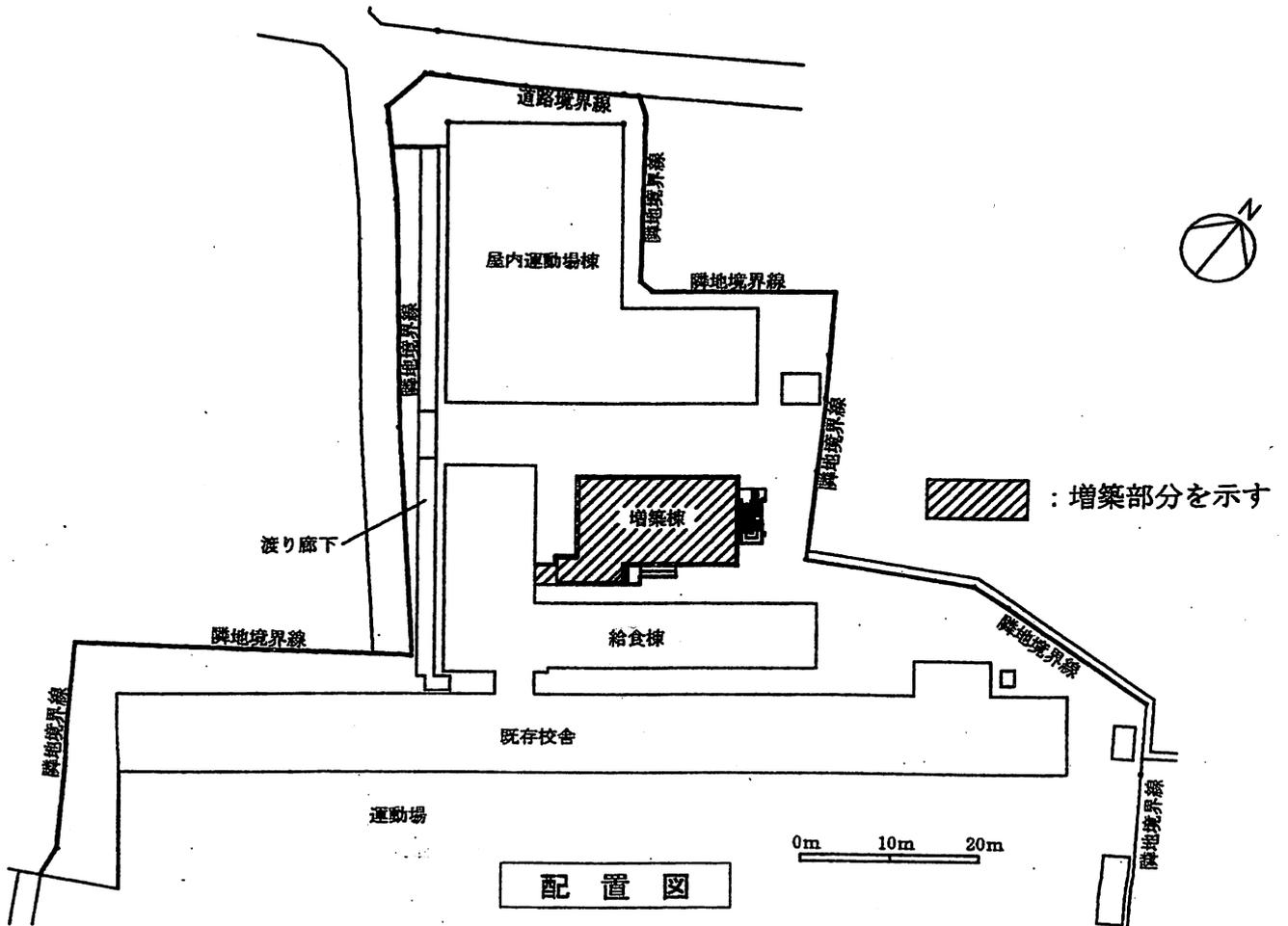
契約金額 152,827,500円

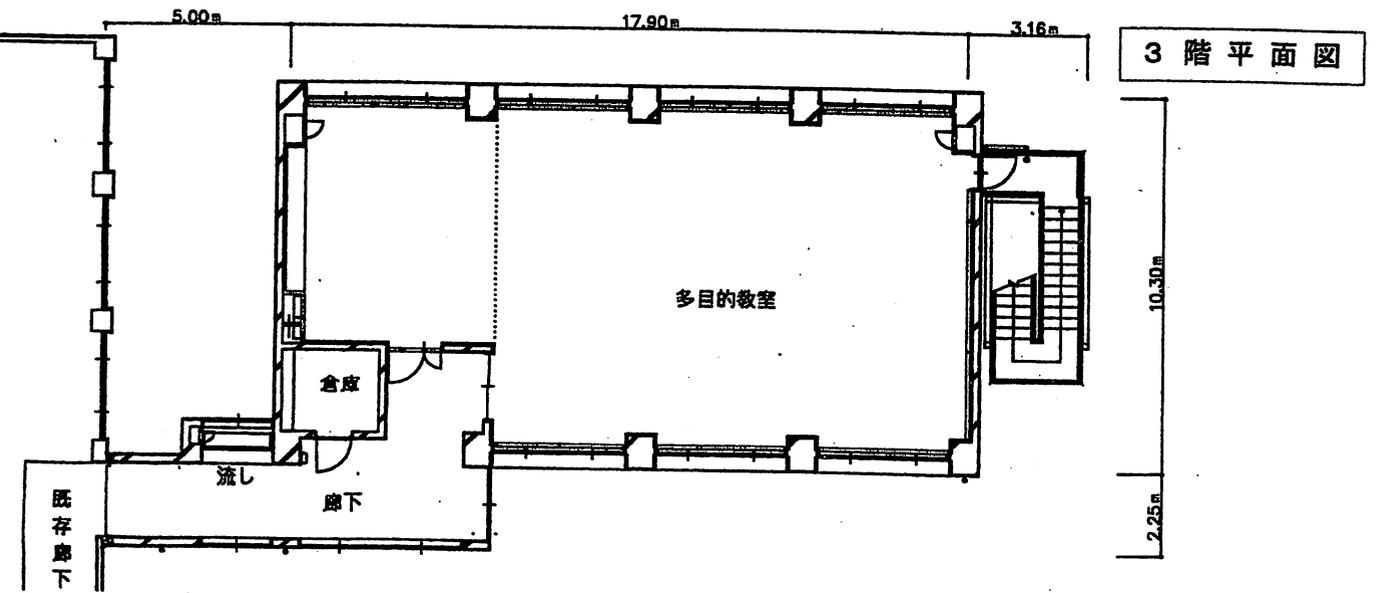
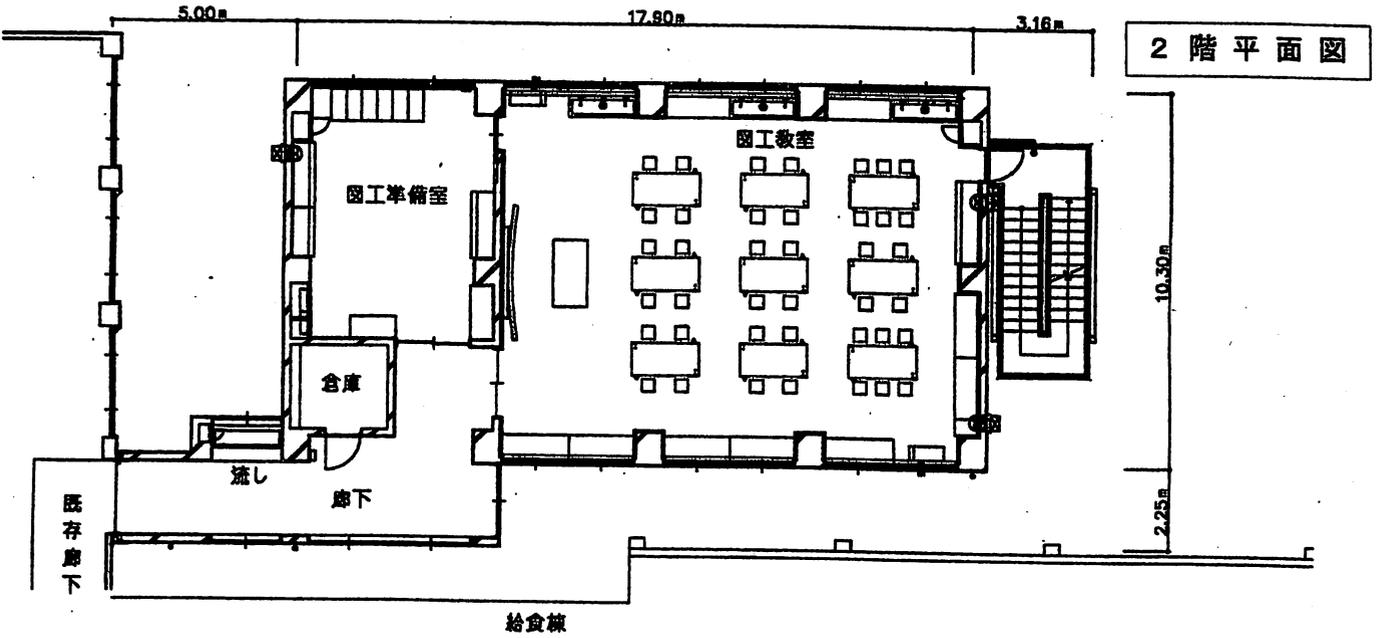
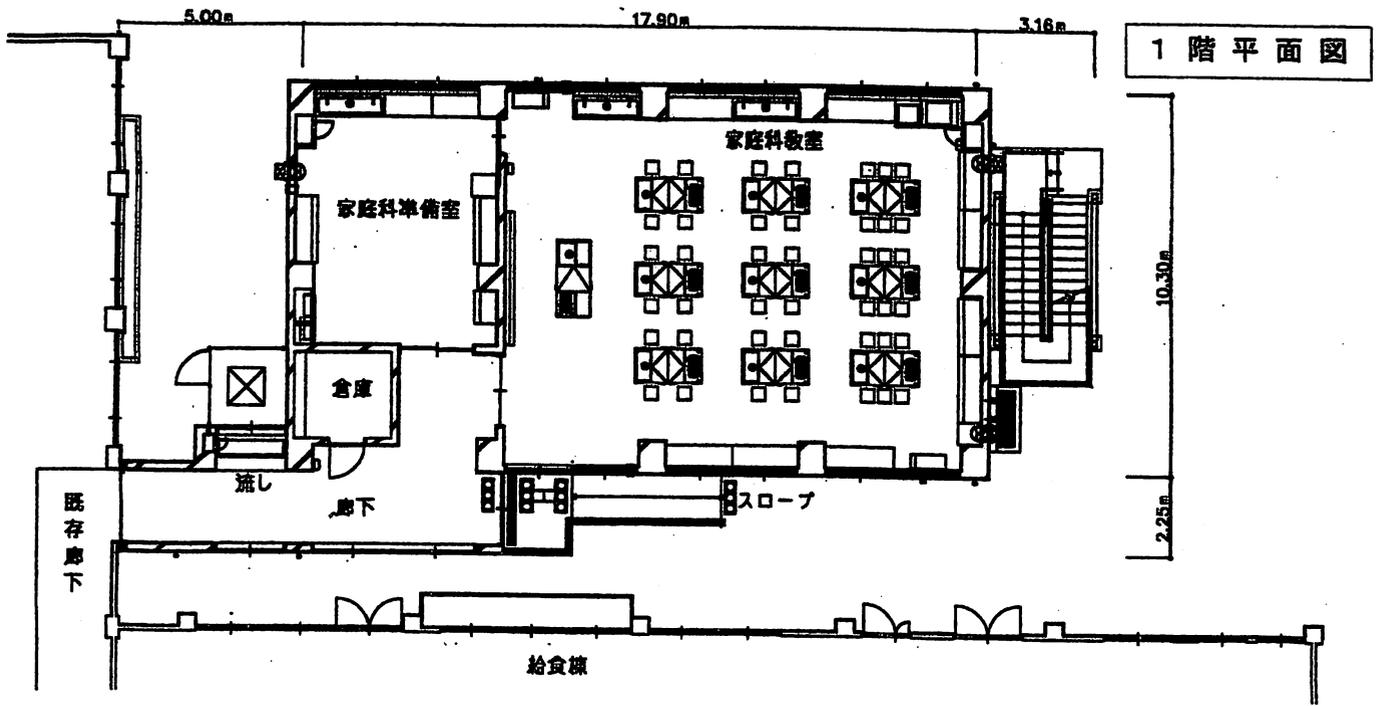
契約の相手方 神奈川県小田原市久野2267番地
瀬戸建設株式会社
 代表取締役社長 瀬戸 良幸

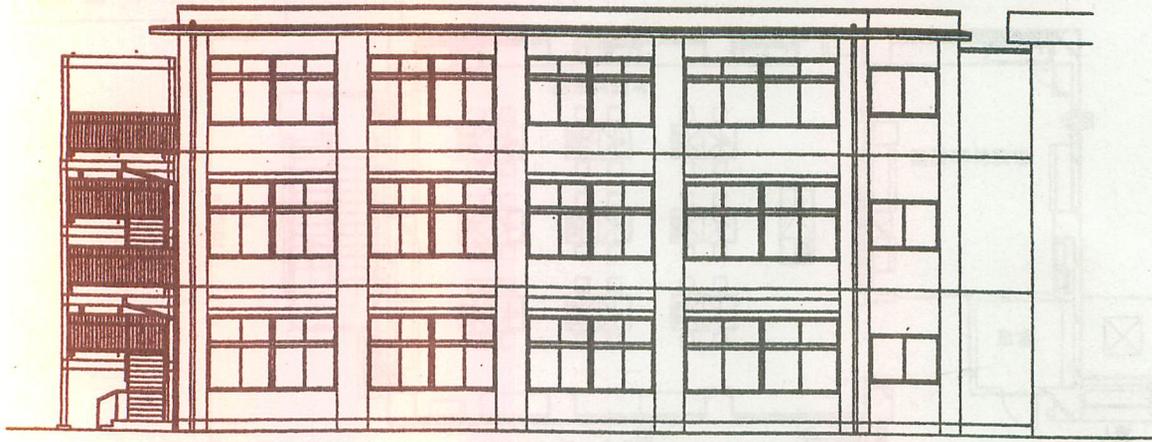
工 期 契約に定める日から平成23年3月15日

工 事 概 要

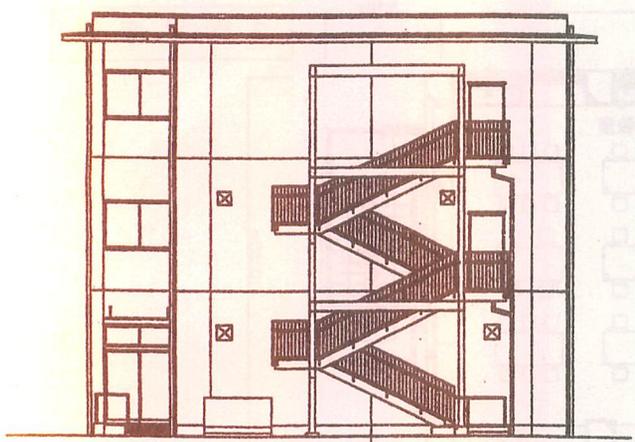
工 事 名	小田原市立千代小学校校舎北棟整備工事
場 所	小田原市千代687番地
工 期	契約日から平成23年3月15日まで
建 物 概 要	構造：鉄筋コンクリート造3階建て 延べ床面積：633.22㎡ 1階床面積：215.25㎡（家庭科教室） 2階床面積：215.25㎡（図工教室） 3階床面積：202.72㎡（多目的教室） 高さ：11.7m



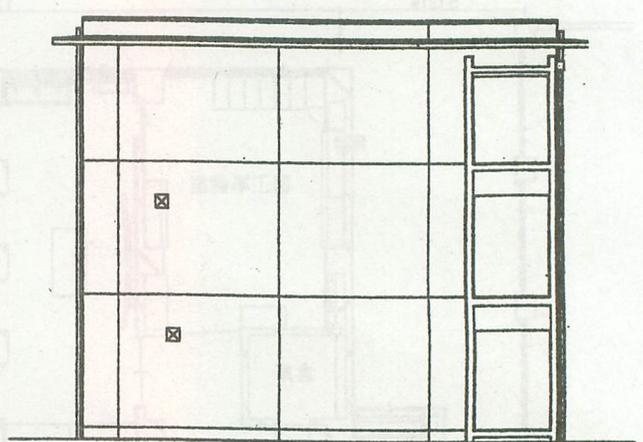




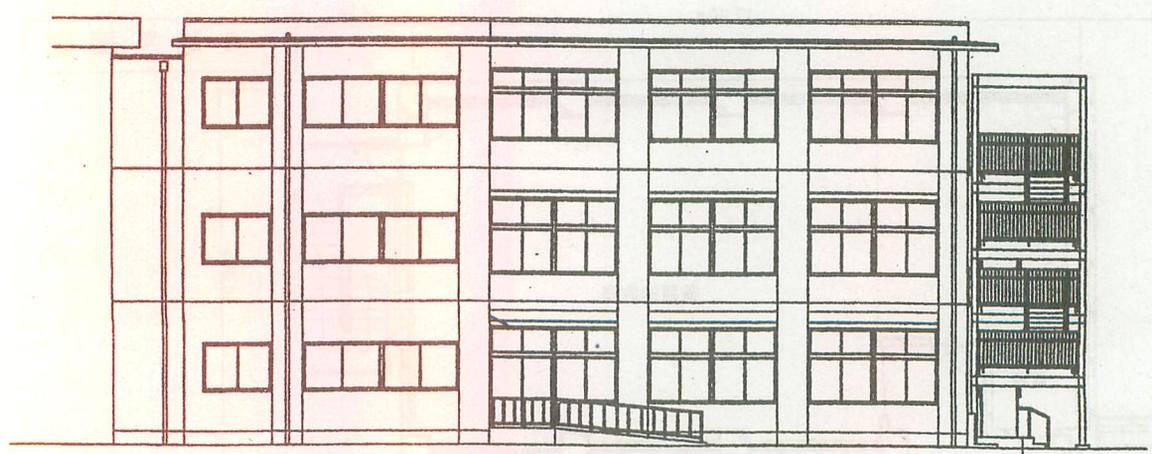
北側立面图



東側立面图



西側立面图



南側立面图

公文書非公開決定通知書

教指指令 第66号
平成22年6月11日

様

小田原市教育委員会 印

平成22年5月28日に公開請求のありました公文書については、次のとおり公開をしないことに決定しましたので、小田原市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に 小田原市教育委員会 に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会 となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

公開請求に係る公文書の内容	小田原市内の公立小学校及び中学校における、2007年度から2009年度までの全国学力・学習状況調査の、学校別の各教科の平均点一覧
公開をしない公文書の概要	小田原市内の公立小学校及び中学校における、2007年度から2009年度までの全国学力・学習状況調査の、学校別の各教科の平均点一覧
公開をしない理由	小田原市情報公開条例第8条第4号に該当 公にすることにより、教育行政の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるもの。
公開することができる時期	
担当部課等	小田原市教育委員会 教育指導課 電話33-1681
備考	なお、この件については平成21年6月30日に小田原市情報公開審査会において、上記の内容で答申が出されております。

注 公開することができる時期の欄は、あらかじめ時期を明示することができるときに、記入してあります。

全国学力・学習状況調査の取扱いについて

1 全国学力・学習状況調査に関する実施要領(文部科学省通知抜粋)

本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮する。

市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため。当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

2 これまでの小田原市教育委員会の取扱い

文部科学省が示す全国学力・学習状況調査に関する実施要領の目的や調査結果の取扱いを踏まえ、序列化や過度な競争につながらないよう、数値化されている部分の公表(小田原市の平均、学校ごとの平均等)は一切行わない。

3 公文書公開について(小田原市情報公開審査会答申(別紙))

公開されることが妥当とされた内容

- ・ 小田原市の平均正答率
- ・ 学習状況調査(児童生徒への質問・学校への質問)の結果

4 小田原市教育委員会の取扱い

小田原市情報公開審査会の答申を尊重し、小田原市の平均正答率及び学習状況調査の結果を開示することとするが、市民の公表に当たっては、数値が一人歩きし、序列化や差別化、過度な競争による弊害が生じないように工夫し、調査結果の分析に小田原市の平均正答率などの数値を盛り込んで示すこととする。

① 請求者に対する開示

小田原市情報公開審査会の答申に従って開示する。

② 市民への公表

平成21年度調査の分析結果がまとまり次第、これを公表する。

③ その他

各学校に対しては、序列化や差別化、過度な競争による弊害を生じさせないように、学校ごとの数値の公表は行わないよう理解を求める。

史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画について

1 計画策定の経緯

小田原城址公園内には多くの樹木があり、中心市街地の貴重な緑として親しまれているものの、繁茂した樹木が天守閣をはじめ再建・復元した歴史的建造物の視界を遮り、また石垣や地下遺構などの損壊につながるなど、公園内の樹木のあり方について、様々な課題が指摘されていた。

こうした中、史跡小田原城跡調査・整備委員会（委員長 小和田哲男）から、史跡景観の確保と適切な樹木の管理を求め、平成20年3月に「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理指針」が提言されたことを受け、本市として本丸・二の丸の植栽管理計画について策定するものである。

2 計画策定の進め方

平成21年度に庁内関係課職員で構成した「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画策定検討会」を設置し、課題整理や具体的な植栽管理計画の原案の検討を行い、その後、学識経験者と市民等から構成した「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画策定委員会」を設置し、詳細な計画内容について検討を行い、植栽管理計画（案）が策定された。

策定委員会から小田原市教育委員会への植栽管理計画（案）提出を受け、庁内での調整を経て5月31日付けで「史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画」を正案とした。

3 検討経過

平成21年	6月 3日	第1回庁内検討会	現状確認のため現地視察と課題抽出
	7月 17日	第2回庁内検討会	具体的な樹木の箇所付けやスケジュールの検討
	8月 12日	第3回庁内検討会	計画策定に関する課題の抽出
	8月 26日	第4回庁内検討会	植栽管理計画骨子案の検討
	10月 1日	第5回庁内検討会	植栽管理計画骨子案の作成
	12月 22日	第1回策定委員会	現地確認と植栽管理計画の検討
平成22年	3月 9日	第2回策定委員会	植栽管理計画（案）の作成

4 計画の概要

- ・ 史跡としての景観の回復、遺構の保護、来訪者の安全確保、適切な維持管理を基本理念として、対象地内の樹木を「伐採並びに相当の枝下しが必要」「整枝等が必要」「保護・保存する」3つに分類する。
- ・ 樹木の整理は、原則として史跡整備に伴い行う。また、史跡整備計画にそぐわない新たな植栽は、原則として認めない。
- ・ 8箇所のビューポイントから天守閣等への視界を遮っている樹木については、史跡整備を待たずに短期実施計画に位置付け、概ね5年を目処に整理を行う。
- ・ 今後の課題としては、議論を継続して行き、全体のゾーニングや植栽の配置・園路の導線などを含めた総合的なランドデザインを策定について検討する必要がある。

史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画について

1 現状と課題

(1) 小田原城跡の歴史的意義

小田原城は、中世に築かれた小田原北条氏の小田原城と近世の江戸城の西の守りとしての小田原城としての二つの側面がある。この中世と近世の小田原城の双方を理解することによって、小田原城全体が理解できる。このため、昭和13年に国史跡の第1次指定が行われた際、近世の二の丸部分と、総構が同時に指定されている。

(2) 国史跡の指定状況

第1次指定は将来の追加指定を予定していたものか、部分的なものにとどまっている。このため、平成21年度の第7次指定に至るまで、数次にわたり追加指定が行われているが、不完全な状態が続いている。

中世小田原城の中心域とされる八幡山古郭については、現在東曲輪の一部のみが指定。ただし県立小田原高校校地が、県と市の確約書により校舎整備工事終了後1年以内に追加指定される予定である。

また、総構については丘陵部の保存状態のよい区域が一定範囲で指定されているものの、指定範囲が堀の法面の一部等、遺構の一部に限られているなどのため、開発行為への対応等でさまざまな問題が生じている。

(3) 史跡の保存管理について

史跡を適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくために、文化庁から管理団体が指定されるが、史跡小田原城跡については小田原市がその指定を受けている。

このため、遺構が持つ歴史的評価、保存状態等を元に重要な箇所を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、現状変更等の取扱基準等を示した管理計画を持つ必要がある。

2 今回の策定に至る経緯

昭和51年3月『史跡小田原城址保存管理計画策定報告書』策定

昭和55年3月『史跡小田原城跡保存管理計画策定報告書（二）小田原城八幡山遺構群』
策定

平成5年3月『史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想』策定

3 検討経過

平成19年度 測量調査

平成20年度 策定委員会（委員は別添のとおり 全体委員会3回、専門部会5回）
測量調査

平成21年度 策定委員会（全体委員会3回、専門部会7回）
住民説明会

4 概要版のポイント

- (1) 遺構と史跡指定地の関係の明確化 (P2)
- (2) 「遺構保全域」「景観保全域」「城郭環境保全域」の設定 (P3)
- (3) 区域ごとの遺構と現状の評価に基づく保存管理方針の呈示 (P4～P7)
- (4) 実現に向けた新たな体制の呈示 (P7)
- (5) 整備区域の設定と整備・活用の方針 (P8)

5 保存管理計画の取扱い

保存管理については、今後、遺構の残りの良い箇所の土地所有者に働き掛け、史跡の追加指定を行う等、本保存管理計画を基に計画的に進めていく。

整備区域については、本保存管理計画で示した基本方針に基づき整備基本計画の策定を図るよう新総合計画に位置付けるとともに、先行して公開・活用が進んでいる東曲輪や清閑亭土塁等と総構全体との整合を図りながら事業を進めていく。

史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定委員会委員

◎は委員長、○は副委員長

任期：平成20年8月25日～平成22年3月31日

No.	区分	氏名	専門	役職
1	学識 経験者 (専門部会 委員)	伊藤正義	歴史(考古)	史跡小田原城跡調査・整備委員会 鶴見大学教授
2		小笠原清	城郭	史跡小田原城跡調査・整備委員会 報徳博物館長
3		◎小和田哲男	歴史(中世史)	史跡小田原城跡調査・整備委員会 静岡大学名誉教授
4		勝山輝男	植物	小田原市文化財保護委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館学芸員・企画普及課長
5		窪田亜矢	都市計画	東京大学准教授
6		小林敬一	環境デザイン	東北芸術工科大学教授
7	市民代表	今泉奉 (平成20年度) 瀬戸衛 (平成21年度)	自治会長	緑地区連合自治会長
8		瀬戸充	自治会長	幸地区連合自治会長
9		福田光好	自治会長	十字地区連合自治会長
10		市川勇	自治会長	芦子地区連合自治会長
11		○石川信雄	自治会長	大窪地区連合自治会長
12		立木繁	市民団体	NPO小田原ガイド協会長
13	関係機関 の代表者	本多高弘	企画部	企画政策課長
14		川久保佐智子 (平成20年度) 宮坂明良 (平成21年度)	経済部	観光課長
15		柳川公利	都市部	都市計画課長
16		守屋良治	建設部	みどり公園課長

・オブザーバー

文化庁
神奈川県

文化財部記念物課主任文化財調査官 佐藤 正知
教育局文化財担当課長 貫名 正寛(平成20年度)
教育局文化財・世界遺産登録推進担当課長 西條 由人(平成21年度)
教育局生涯学習文化財課学芸文化財班主査 井澤 純

小田原市子ども読書活動推進計画の策定について

1 策定の趣旨

「小田原市子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）は、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び平成16年の「かながわ 読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」において、市町村の役割とされた、「地域の特色に応じた読書活動の取組、家庭・地域・保育所・幼稚園・小・中学校等における関係機関・団体等への連携・協力」に基づき、これまで本市が取り組んできた子どもの読書活動の推進に関する取組みの成果や課題を検証・抽出し、整理・体系化することによって、今後、子どもをとりまく様々な生活の舞台において読書活動が一層推進されることを目指すもの。

2 策定の時期

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次計画）が平成20年3月に、また神奈川県でも平成21年7月に第二次計画が策定されたことを踏まえ、本市独自の子どもの読書活動推進計画を策定することとし、平成23年度に策定が予定されている本市新総合計画へ反映させるため、策定年次を前年の平成22年度とする。

3 策定の経過

- 平成21年2月 図書館長の諮問機関である小田原市図書館協議会に対し、推進計画の策定について諮問
平成22年6月 小田原市図書館協議会から、推進計画(素案)の形で答申

4 今後の策定スケジュール

- 平成22年6～7月 教育委員会案の作成
8月 パブリックコメントの実施
9月 推進計画の策定・公表